

新型コロナウイルス感染防止対策

<登校許可の目安>

1. 発熱や風邪症状を認める者

◆発熱時やかぜ症状がある時は、登校しない（オンライン授業に切り替え、又は休養）。

◆登校許可の目安は、

・**解熱剤等の内服なしで症状が消失した日をゼロ日と数え、2日経過した翌日から**

※解熱剤には、総合感冒薬だけではなく頭痛薬や生理痛の痛み止め（イブ、ロキソニン、パファリン、カロナール、他）

なども解熱効果のある成分が含まれるので対象となる。

◆保健室に相談・報告する際は、**体調報告項目**に沿った内容で、「**体調チェック表**」用紙をカメラで撮って添付すること。

◆受診して、診断名が明らかな場合（例：扁桃炎、膀胱炎、等）は、登校して良いか主治医の意見に従い、受診結果を保健室に報告し、登校許可について確認する。

本来は、新型コロナウイルス感染防止のために、下記の期間は登校せず、オンライン授業がのぞましい。
授業担当の教員と相談して下さい。

1) 発症後に少なくとも **8日**が経過している

2) **薬剤***を服用していない状態で、**解熱後および症状**消失後に少なくとも3日**が経過している

*解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤、**咳・咽頭痛・息切れ・全身倦怠感・下痢など

-8日経過している：発症日を0日として8日間のこと

-3日経過している：解熱日・症状消失日を0日として3日間のこと

2. 新型コロナウイルスに感染した学生

◆登校許可の目安は、次の 1) および 2) の両方の条件を満たすこと

1) 発症後に少なくとも **10日**が経過している

2) **薬剤***を服用していない状態で、**解熱後および症状**消失後に少なくとも72時間**が経過している

*解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤 **咳・咽頭痛・息切れ・全身倦怠感・下痢など

◆症状が中等度以上だった場合や入院していた場合は、体力の低下などが懸念されるので、主治医と相談のうえ登校すること。

◆**復帰後、初日の登校時は、保健室で体調を確認してから、教室に向かうこと。**復帰後1週間程度は、毎日の健康観察、マスクの着用、他人との距離2m程度に保つなどの感染予防対策を徹底し、体調不良を認める際には登校はしないこと。

－保健室の開室時間 08:45－

①体温測定（腋下体温計）

②内服薬の有無、かぜ症状（咳、鼻汁、痰、咽頭痛、頭痛、倦怠感、息苦しさ、味覚・嗅覚障害、その他）の有無をチェック

③療養中に記録した「体調チェック表」の提出と確認

◆保健所等からの「行動制限解除」の勧告書・療養証明書等があれば、コピーを提出

3. 濃厚接触者と判断された場合

◆「患者（確定例）」の感染可能期間の**最終曝露日から14日間**の健康観察と登校禁止

◆**復帰後、初日の登校時は、保健室で体調を確認してから、教室に向かうこと。**